

(職業家庭両立課関係)

ファミリー・サポート・センター事業について

(1) 設置の拡大等

ファミリー・サポート・センター事業は、急な残業など臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で地域における育児に関する相互援助活動を行う市町村に対して、労働者の仕事と家庭の両立を支援するという雇用対策としての観点から補助を行ってきたものである。

平成13年度からは、仕事と家庭の両立支援に加えて、児童の福祉という目的をも併せて果たすため、援助を受けられる者の対象を専業主婦等に拡大するとともに、支部を設置するなど、地域の子育て支援機能の強化に向け、総合的に事業を推進しているところである。

平成14年度予算案においては、大都市を中心として箇所数の増加を図るとともに、引き続き、保育所等との連携強化を図っていくこととしている。

ファミリー・サポート・センター事業は、現在、保育関係部局が担当している市町村が多く、今後ニーズが更に高まることが予想されるので、労働関係部局とよく連携し、市町村に対するセンターの設置促進や保育所との連携等に御尽力いただくようお願いする。

① ファミリー・サポート・センターの拡大

平成13年度 平成14年度

本部 182か所 → 286か所

② 大都市圏での設置促進

大都市圏において、設置当初の円滑な運営の確保のための支援

本部 64か所

(2) 支部の地域子育て支援センターへの併設

ファミリー・サポート・センターの支部の設置に当たっては、地域子育て支援センターに併設し、育児相談等と一体的にサービスを提供できるようにすることが望まれるので、センターの支部が設置される場合には、地域子育て支援センターに併設されるよう御協力をお願いする。

(3) 保育所との連絡システム

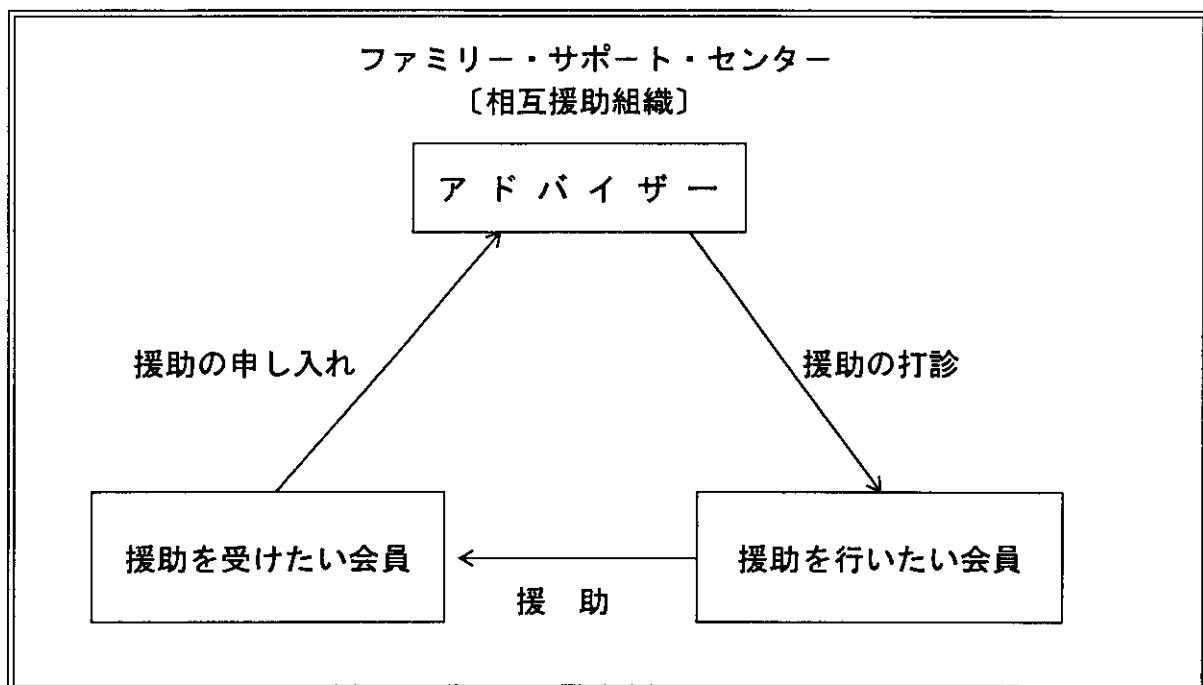
保育所との連絡システムは、急な残業等の際に育児の援助を受ける会員の利便性の向上を図るため、保育所を利用している会員から保育所への送迎等の援助の依頼があった場合に、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが援助を行う会員との調整を行うとともに、その旨を親である援助を依頼した会員に代わり保育所にも連絡するものである。

このシステムでは、子どもの安全確保については、センターにおいて、本連絡システムにより援助を行う会員が保育所に子どもを迎える場合、必ず事前に迎えに行く子どもの名前と援助を行う会員の名前を保育所に連絡すること、迎えに行く会員は、顔写真付きの会員証を提示すること等となっており、また、保育所との情報提供や連絡を密にするための連絡会議等を行うなど、安全の確保に十分配慮することとしているところである。本連絡システムは、本年度、既に約30か所で実施されているところであるが、本連絡システムの趣旨、内容をご理解いただき、センターと保育所との連携を促進していただくとともに、保育所との連絡システムの実施について御協力をお願いする。

ファミリー・サポート・センター事業の概要

急な残業など臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、地域における育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（地域において援助を行う者と援助を受けたい者からなる会員組織）を設置する市区町村に対して、経費の1／2を補助

1 ファミリー・サポート・センターの仕組



2 育児に関する相互援助活動の例

- ・保育所までの送迎を行う。
- ・保育所の開始前や終了後又は学校の放課後、子供を預かる。

3 ファミリー・サポート・センターの設立基準

(1) 人口の基準

原則として、5万人以上の市町村であること。

(2) 会員数の基準

会員数が300人以上であること。ただし、設立後、会員数が300人以上となることが見込まれる場合にも設立できること。

(資料2)

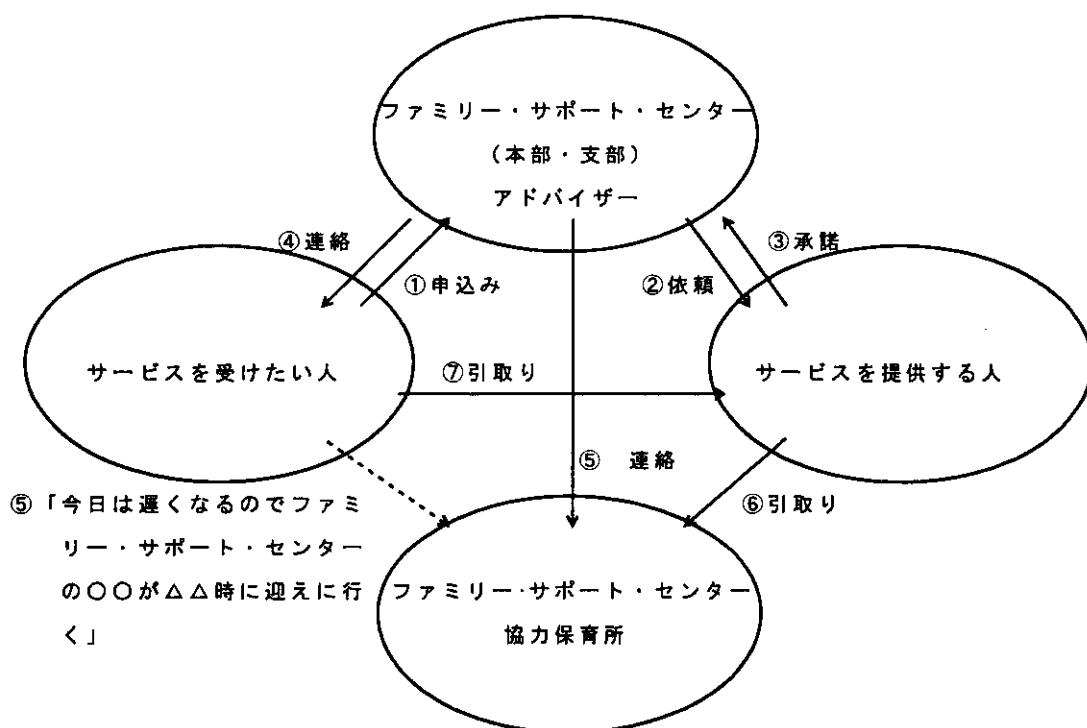
ファミリー・サポート・センターと保育所との連絡システム

1 趣旨

急な残業等の際に育児の援助を受ける会員の利便性の向上を図るため、ファミリー・サポート・センターと保育所との連携を図り、ファミリー・サポート・センターが基本的に保育所との連絡を親の代わりに担当するとともに、定期的に保育所、地域のサブ・リーダー、サービスを提供する会員との情報交換のための打合せ、交流会を行うことにより、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動の円滑な実施を促進することとする。

2 事業の内容

ファミリー・サポート・センターが親に代わって保育所との連絡を行うため、以下のとおり、保育所との連絡システムを整備する。



* 働く親が連絡していた⑤をファミリー・サポート・センターが⑤'で連絡